

第30期町田市文化財保護審議会委員委嘱式及び第1回会議 会議録

- 1 開催日時：2019年7月9日（火） 午前10時00分～午前11時
- 2 開催場所：町田市役所本庁舎10階 10-3会議室
- 3 出席者
委員 阿諏訪青美委員、阿部朝衛委員、内野秀重委員、大野敏委員、
小島政孝委員、浜田弘明委員、鶴巻孝雄委員、八木橋伸浩委員
事務局 中村生涯学習部長、佐藤生涯学習総務課長、貴志文化財係長、
宮本自由民権資料館係長、松崎主任、
後藤主任、神津主任、後藤主事
- 4 第30期町田市文化財保護審議会委員委嘱書伝達式
- 5 審議会の会長・副会長の互選
- 6 報告事項
(1) 町田市民文学館ことばらんど夏展
「縄文土器をよむー文字のない時代からのメッセージ」について
(2) 自由民権資料館から
- 7 今期の審議会の取り組み案
・旧跡の指定・登録基準について
・「通称鎌倉古道」の保存について
- 8 議題
・旧跡の指定・登録基準について
- 9 その他
・次回の審議会について（9月下旬開催予定）

<配布資料>

会議資料	1 報告事項について	A4片面1枚
	2 旧跡の指定・登録基準について	A4両面1枚
	3 他自治体の旧跡について	A4両面2枚
参考資料	町田市民文学館ことばらんど夏展「縄文土器をよむー	
	文字のない時代からのメッセージ」チラシ	A4両面1枚
	特別展「町田の近代と青年」チラシ	A4両面1枚
	特別講座「町田の現代史」チラシ	A4片面1枚

■委嘱書伝達式

→委嘱書伝達後、中村生涯学習部長から挨拶

■会長・副会長の互選

→会長・副会長を選出し承認された。

会長 浜田弘明委員

副会長 鶴巻孝雄委員

■前回議事録の確認

→事前に送付した議事録を確認・承認していただき、確定とした。

■報告事項

(1) 町田市民文学館ことばらんど夏展「縄文土器をよむー文字のない時代からのメッセージ」について

7月20日(土)から9月23日(月)まで、町田市民文学館ことばらんどで縄文資料の展示会を開催します。市が所有する縄文時代の指定文化財を一堂に集め、約2か月間実施します。夏休み期間と重なるため、ふだん考古資料にあまり興味がないような方にも参加していただけるよう、子ども向けのイベントなども多く実施する予定です。

(2) 自由民権資料館から

・2019年度企画展『御進発御供日記』刊行記念「町田の八王子千人同心」を4月20日(土)から6月2日(日)まで開催しました。来場者は1,045人でした。ギャラリートークを3回開催し、(4月27日、5月12日、5月25日)参加者はのべ51人でした。

・2019年度特別展「町田の近代と青年」を7月13日(土)～9月29日(日)まで開催します。期間中、関連する講演会を3回、ギャラリートークを5回実施予定です。チラシを御参照ください。

・特別講座「町田の現代史」全6回を実施します。自由民権資料館では例年夏に講座を行っており、町田の近世史から始まって近世史・近代史を2年間、そして今年は現代史になります。7月2日からイベントダイヤルで受付開始しています。内容はチラシのとおりですが、8月18日(日)の第4回には浜田先生にもご登壇いただく予定です。

●委員からの質疑・意見

特になし。

■今期の審議会の取り組み案

◆事務局からの説明

会議の開催日程は、臨時的な議題がなければ、通常5月、8月、11月、2月に会議開催しておりますが、次回8月の開催になると今回から日も近く、また例年8月は先生方がご多用の時期にもあたって日程が合いづらく、さらに議会の予定もありますので、差し支えなければ、次回の会議を9月とし、今年度はこの後9月、11月、2月に会議を開催させていただきたいと思っております。(委員

からは異議なし。) 今期の取り組み予定ですが、第29期から引き継ぎとなっている議題について、引き続き審議をお願いいたします。「旧跡の指定・登録基準について」と、それを踏まえた上での、「通称鎌倉古道の保存について」の2件が引き継ぎ事項となっておりますのでよろしくお願いいたします。

●委員からの質疑・意見

特になし。

■旧跡の指定・登録基準について

◆事務局から説明

会議資料3はこれまでの審議会で使用したもので、他の自治体の旧跡についてまとめたものです。会議資料2に、町田市の旧跡の基準の二つの案を示しています。1案は、八王子市など9市が採用している基準で、前回事務局から提示したものです。2案は、港区、府中市の基準になります。1案の(1)と(2)を合わせたような形の基準になっております。それから、町田市の旧跡候補です。前回は10件程度の候補を挙げましたが、先生方からもお話を伺い、今回34件の候補を挙げました。こちらを参照し、町田市の旧跡の基準について、ご審議をよろしくお願いいたします。

●委員からの質疑・意見

会長 今日会議では、基準の確定まで進めた方がいいのでしょうか。

事務局 今後の予定ですが、これから町田市教育委員会の方から、正式に旧跡の指定基準についての諮問をする予定です。本日はできるだけ内容を詰めていただき、ある程度案の確定のところまで決めていただければと考えています。

委員 前回会議の後、横浜市の文化財保護審議会に出て、候補の選択をどうしているのか聞いたところ、登録文化財的なものは基本的には区から推薦を挙げていて、近年区からの推薦が少なくなっているのも最近あまりやっていないという話でした。藤沢市でも数年前から地域文化財のような取り組みを始めていて、区がないので藤沢市の場合公民館のような活動組織の中から、地元にあるものを推薦してきて、それを事務局で整理して、文化財審議会に諮るという形ですが、町田市ではその辺りの情報はどのように集めていく予定ですか。

事務局 組織的・悉皆的に集めていく、というのは想定しておりません。地域の方から、こういうのはどうですか、というのはご相談を受けていますので、そういうご相談があればその都度委員の皆様にご紹介していきたいと考えています。

副会長 「原形が損なわれている」というものと、「消滅している」というものという併記がかなり多くの規定であるようですが、「消滅」に対比する言葉として、「損なわれている」ということになると、一部でも何か残っているという意味で「損なわれている」なんでしょうか。

事務局 史跡の指定・登録基準は、遺構が良好に残っている、となっています。一部は残っている、ほとんどが残っていないというのが、この「損なわれている」ということに含まれます。

副会長 そうすると、2案の、「消滅している」を条文から外すというのは、かなり大きな違いになりますね。2案は、完全に消滅しているものは外そうという案ということですか。

事務局 他の自治体の例では、例えば八王子市では「損なわれている」で完全消滅していても入れています。

副会長 これは、事務局が推そうとしている案ではなく、他の自治体で採用しているもので、これについて意見を求めているということですか。

事務局 そうです。

委員 例えば小野路の宿は、宿もありますが、小野路の場合は周りの景観もあって、そういうのが完全に損なわれているというのかどうか。道路もあるので、舗装されて昔とは変わっています。周りの景観で見ると、開発されておらず地形や裏山などのイメージが残っている。

事務局 遺跡の中で形が良好に残っているものは史跡として分類されます。この1案で言うと、ほとんど、もしくは完全になくなっているものが旧跡ですので、小野路の宿の場合は、宿の道、宿の街並みについては、なくなっているので、旧跡ということになります。ただ、その周りの景観、その地形などは変わっていませんので、こういうものについては文化的景観として、別の分類になるかと思います。

委員 1案の(1)と(2)は、andなのかorなのかどちらですか。orで広げてなんでもありに近いような形にしようとしているのか、少し制限をかけようとしているのか。

事務局 重なる場合もあるかと思いますが、基本的には確実にあったものが(1)で、(2)は、あったかどうかはわからない、ということになるので、ほとんどの場合はorになると思います。

委員 そうすると、1案の方が幅広い。2案の場合は、遺跡という制限があつて、伝承だけではまずいのでは、という話になる。1案の(2)になると、遺跡かどうかは定かではないけれどもそう言われているものについては認めましようという話になるのかなど。そこが大きな違いかと思います。

委員 史跡と旧跡という言葉は、今までの日本の初期のころからの使い方としては、類似していると思います。言葉の歴史もありますので、ここで言葉を定義したとしても、日本全体のなかでの旧跡、史跡という、その違いとの関係をどう調節するのかというところが少し心配です。町田でいう史跡に当たらないけれども非常に大事なものについて、基準を作ろうとしている。そうするとそ

の史跡という言葉優先させるならば、「準史跡」なんですよ。旧跡という言葉は、町田市ではこうと定義したとしても、おそらく明治以降ずっと使われているので、それとの違いが一般の人にわかりやすいかどうか。ここでいう1案2案、旧跡という定義については当然検討するとしても、旧跡という言葉そのものの検討はもうしないということですか。私としては、そのまま旧跡という言葉を使うのは少し問題ではないかと思いました。文化財保護法が基本になるのかもしれませんが、そういった法関係の中で「史跡」「旧跡」という言葉が使われているならば、その整理も必要だと思います。今の段階では、「旧跡」というカギカッコ状態で議論しても問題はないと思いますが、旧跡という言葉のまま使うかどうか議論の対象にすべきではないか。

会長 資料3の東京都の基準では、「史跡に準ずる」という表現があり、あと、「遺構」という言葉だけで、「遺跡」という言葉は使っていません。町田市の案は、史跡と旧跡と遺跡という言葉がでてくるので、その整理は必要かと思います。それから、1案と2案とあって、1案の「その遺構が完全に消滅しているもの」というのが、2案にはない内容になっています。海老名市で今年度文化財保護条例を全面改正し、周辺のものも参考にしましたが、「伝承の類」を今回海老名市では入れませんでした。遺跡で、遺構が残っている、いずれにしても、遺跡とか遺構があるものを基準に指定するという形になっています。ですからもし1案2案を作るのであれば、伝承のみのところを入れるか入れないか、という案の方が妥当な気がします。もちろん、有名な伝承地等がありますので、それも入れていいとは思いますが、1案2案のつくり方として、遺構が完全に消滅、というのを抜いてしまうのはどうかと思います、もし分けるなら別の分け方がいいかと思います。

委員 2案は府中市のパターンで、これは府中市でも見直しをする中で検討がありましたが、「著しく」や「完全に」という、どの程度なのかが判然としない表現はカットしようということになりました。「損なわれている」という状態の中には、「消滅」も含まれているという解釈です。「著しく」というのも、人によって判断基準が変わってくるということで、「損なわれている」というだけで、実は事足りるのではないかというのが府中市のとした立場です。

委員 資料3で、東京都の基準は、伝説や由来という言葉が入っておらず、それ以外の基準にはみんな入っています。東京都の基準は(2)の墓石とか石碑その他歴史的価値のある記念物、というもので、例えば大正期ぐらいに伝説地に石碑を立てたとすると、その石碑を指定の対象にして、そういう意味で含みこんでいるのかと思いますが、これは管轄しているエリアの差というか、各区や市ぐらいだと伝説を含みこんで指定してもまだ何とかなるけれども、東京都ぐらいになると多過ぎる、ということなのかなとも思いました。先生がおっし

やったように、旧跡という言い方がふさわしいのかということももちろんありますが、由来とか伝説というのも、今回の審議の経過を考えると、その表現が重要かとも思います。

会長 審議の経過としては、1案にある著名な伝説地及び特に由緒ある地域の類というのをどうするかということで、旧跡という区分ではどうかという話から、この案が今回出てきたのではないかと思います。それを考えると、おそらく(2)の文章というのは、町田市にとってはおそらく必要な内容かとも思います。そうするとあとは前半の部分で、何を旧跡と定義するかという物的なもの、(1)は物的証拠があるもので(2)は物的証拠がないものということになると思いますが、検討の方向としては、町田市は両輪のものを含めて旧跡という方向で考える、その旧跡という言葉についてはまた後で再度検討が必要かもしれませんが、今日はこのカギカッコ「旧跡」の考え方をどうするか、という点を再度ご検討いただきたいと思います。先程八木橋委員から府中市の経緯のお話がありましたが、「原形が損なわれている」の中に「完全消滅」も含まれているという解釈も確かにできるかなと私も思います。それも踏まえて、皆さんのご意見をいただければと思います。

委員 基本的には1案の形で、少し幅広く認めていこうという方向であれば、東京都は範囲を広げないかもしれないけれども、その他の区市町村では広げようとする意図でだいたい一致しているという傾向には反しないだろうと思います。先程指摘があったように、史跡旧跡の文言だけ整理をして、1案でまとめていくという方向がいいかと思いました。

会長 2案の方は、「由来・伝説等において著名な土地や標識物」ということでこれは東京都の記念物と近い表記なのかなと読めますが、そういったものを町田市で必要とするかどうか。伝承のみでも認定するか、というのが1案と2案の違いにもなってくると思いますし、それから原形が損なわれているという意味で、完全消滅というのでも表記するかどうか、そこがポイントかとも思います。

委員 (1)は物的証拠があるもので、(2)は物的証拠がない、というわかりやすいご説明ですが、(1)で、「完全消滅しているもの」というのが入っていると、(1)の方も、物的証拠がないのかな、という気がするので、なくてもいいという気がします。

副会長 私がこの文章で気になったのは、「正しい理解」という文言です。むしろ町田の歴史理解のためにとかいった方がいいのではないかと。それから、(2)で「由緒ある地域」とあって、地域というのはかなり広範な意味を持ちすぎるので、「著名な伝説地および特に由緒ある場」というような表現にして、何々の類、というのもちよっと最初の文章との違いが大きすぎるので、「由緒ある場で、市域の歴史理解に貴重な」とか、あるいは貴重な場所とか、そういう(1)に

も入っているような内容をもう少し組み入れた方がわかりやすいかなという気がしました。

会長 指定・登録基準の他の条項は、歴史の正しい理解、という言葉は入っているのでしょうか。

事務局 町田市の指定・登録基準では、町田市の歴史を理解する上で必要な、という文章になっていますので、今おっしゃった内容の方が史跡とも整合がとれると考えます。

会長 何が正しいかはやはり時によって変わってきますので、私ももう少し普遍的表現の方が安全かと思いました。「地域」というのも広すぎるということで、私は「土地」という表現も一つかと思ったのですが、もう少し言葉の工夫は必要かと思います。

委員 今の話の例で、真光寺が挙げられると思います。真光寺町とってかなり広い範囲になっていますが、真光寺という寺が昔あって、今はないので、もしそういう案内板を建てるとすると、そのお寺の跡が発祥の地である、ということ建てることになろうかと思います。一つの例です。

会長 今1案の方で検討が進んでいますが、この中では、後半の「またはその遺構が完全に消滅しているもの」という表記を含めるかどうかもある必要があると思います。先程のご説明を聞きますと、著しく原形が損なわれているもの、でも通じるかとは思いますが。

副会長 少々損なわれている、という事例がある場合に、史跡の可能性がありそうですよね。「少し」と「著しい」というのは、区別しなくて大丈夫か。

事務局 横浜市に、大塚遺跡という弥生時代の環濠集落があって、これは国の史跡ですが、大体2/3が完全に道路によって削られてしまって、1/3が残っています。ただ環濠集落の景観はその場に行ったらパッと見て体験できる。このように、当初のものをイメージできる、というのはまだ史跡の範囲なのかなと考えています。その場に行って、前にあったかもしれないけれど今ではイメージしづらい、それが旧跡になるのかなと考えています。

委員 例えば鎌倉井戸と、小町井戸というのがありますが、それは完全に消滅といえるのか。

事務局 小町井戸も鎌倉井戸も、実際に掘ってみて、遺構を確認していないので、今のところ伝承地という扱いになるかと思っています。

委員 鎌倉井戸は、今史跡になっているものが、旧跡になる。

事務局 可能性としては、遺構が確認されない限り、旧跡の可能性も審議していただくべきかと考えています。

委員 遺構があるかどうか、発掘調査するということはあるのですか。

事務局 可能性はあります。

委員 大塚遺跡は、ニュータウンの開発に伴って発掘が行われたと聞いています。もとは山で、その上を尾根道が通っていて、修験に関わる塚のようなものがあったという話を聞いたことがあります。発掘をしたら弥生の集落が出てきたので、1／3を遺跡公園にして残し、国の史跡になりました。その他は完全に、人為的に壊されていて、そこに塚があるかもわからなくなっていますが、今伝説として、地域的に話が少しでも残っているということ、地元で愛されているかどうかということが最終的に重要なのかなと思います。

会長 先程神奈川県を出しましたが、相模原市や海老名市では、旧跡というジャンルを設けておらず、史跡という枠組みだけで、物的証拠のあるところのみ指定するという事になっています。ただ今回は、伝承地や由緒ある場所、ということ念頭に置くと、やはり史跡とは違う言葉で表現した方がわかりやすく、旧跡という言葉が適切ではないかということでこの案になっていると思います。旧跡と史跡の言葉の使い分けはもう一度ぐらい論議が必要かもしれませんが、今日のところこの1案と2案ということ言うと、1案の表記方法で文面を変えていくという方向がよいかと思います。1案の(1)ですが、「歴史の正しい理解」というのはやはり誤解がありますので、町田の歴史を理解するためにというような表現がいいかと思います。また、「著しく原形が損なわれている」という表現ですが、確かに、1／3残っていれば史跡として認定できるということを見ると、著しくという表現があった方がいいと思います。その後の「完全に消滅」という言葉はおそらく著しく損なわれている中に含まれると推定されますので、後半部はなくてもいいかと考えました。それから(2)についても(1)に合わせると、「町田の歴史や文化を語る上で著名な伝説地および特に由緒ある場」「土地」というような表現になるのでしょうか。文面をもう一回事務局で細かく練って、旧跡という言葉をどのように考えていくかということ、次回もう一度議論するのがいいかと思います。

事務局 それでは、本日の内容をもとに、事務局で文案を作成します。

委員 会議資料の2の旧跡候補20番の養英館ですが、これは民権結社ではなく、私立小学校です。そこが演説会の会場になったりはしていますが、養英館自体は民権結社ではありませんので訂正してください。

委員 同じく6番の木曾の宿が、鎌倉街道・大山街道の宿場となっていますが、鎌倉街道は消した方がいいと思います。また15番の山口なおくに、のなおは「直」です。

会長 訂正の指摘がありましたが、さらに候補の追加ということもあるかと思いますが、その他に適切なものがあれば事務局の方に連絡してください。

■その他

●委員より（天然記念物候補について）

委員 三輪町の緑地を調査していて、熊野神社に銘木百選にも入っている、アカガシと表記されているかなりの大木があり、天然記念物指定・登録に値するのではないかと考えています。追々データを提出しますので、ご検討いただければと思います。

会長 天然記念物の検討もぜひ進めていきたいと思っています。

副会長 私は植物のことは詳しくないのですが、天然記念物に指定したらどうかと思っている桜があります。年代はわからないのですが、函師の結道にある、アゼザクラという山桜と、もう一つは相原の、大戸の**浅間神社**だったと思いますが、あそこにも結構大きな桜があり、ネットで見ると、推定200年と書いてありますが、根拠はよくわかりません。町田で桜の時期に一本桜として名前が出てくるのはその二本で、一度見ていただいて、指定に値するものなのかどうか、確認していただければと思います。

委員 全国各地で記念物指定されている桜というのは、主に長命のエドヒガンザクラですが、それは町田にはほとんどなくて、それが枝垂れていれば枝垂桜で、小山町に有名なものがありますが、今先生がおっしゃったのは、私はどちらも見ていますが、山桜なんですよ。そうすると、寿命的には数百年は生きるでしょうけれども、それ以上はどうなのかというところがあります。また無名でも同レベルの山桜がまだかなりあると思います。そういうものと比較した上で、周りの景観等も含めて、検討には値すると思います。確かに函師の桜は昔写真を撮られてかなり有名になったりしたことはありました。それ以外にも非常に希少性の高いタマノホシザクラが小山にありますし、それから小野路にヤブザクラという絶滅危惧種の桜が何本も、小野路城址のところにまとまっています。それらも歴史等含めて調べて皆さんにご提示できればと思います。

□次回会議開催予定

◆事務局より

→次回の審議会は9月の開催を予定。事務局から日程調整のご連絡をする。

以上